

NO	主な意見の概要	回答
1	「ITの活用により適切な業務ができる体制を確保した上で」とは、具体的にどのような体制が整備されていけばよいのか。	「ITの活用等により適切な業務ができる体制を確保した上で」の判断にあたっては、ITを利用した業務環境の整備状況等も考慮要素となり、どのような窓口・受付等の体制で業務を実施するか否か、テレワークを実施していたことが分かる勤怠管理の情報やテレワークを実施した日に作業や連絡をとったことが分かるメールや書類等、テレワーク等を実施したことが客観的に分かる資料等の書類の有無等も踏まえ、総合的に判断するものとします。
2	本改正により、「事務所」の定義に変更はないのか。	「事務所」の定義につきましては、宅地建物取引業法施行令第1条の2第2号及び宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方第3条第1項関係2に規定のとおりであり、継続的に業務を行っている場所であっても接客や契約行為を行う「営業活動の場所」として認められない場合は、事務所とは見なされないこととなります。
3	本改正により、「常勤」の定義に変更はないか。	「常勤」とは、宅地建物取引業を営む事務所に通常の勤務時間を勤務することをいい、この定義に変更はございません。
4	専任の宅建士以外の宅地建物取引業に従事する者が全員事務所で業務を行い、専任の宅建士だけがテレワークを実施するということも可能か。	「ITの活用等により適切な業務ができる体制を確保した上で」であれば可能です。